

官報

号外 昭和二十七年四月二十四日

第十三回 衆議院會議録第三十四号

昭和二十七年四月二十四日(木曜日)

議事日程 第三十三号

午後一時開議

第一 公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出)
第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案(平島良一君外二十七名提出)

第三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案(内閣提出)

第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案(内閣提出)

第五 特許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 米穀の政府買入価格の特例に関する法律案(松浦東介君外二十三名提出)

第九 十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(宇野秀次郎君外十八名提出)

●本日の會議に付した事件

広島地方専売公社調停委員会委員委嘱につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件

爆薬漁業等による漁場荒廃取締に関する緊急質問(前田榮之助君提出)

野田建設大臣の鳥取市の火災による災害についての報告

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院同付)

日程第五、特許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案(平島良一君外二十七名提出)

日程第三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案(内閣提出)

午後三時十二分開議

○議長(林義治) これより會議を開きます。

○議長(林義治) お諮りいたします。

内閣から、広島地方専売公社調停委員会委員に中原健次君を委嘱するため議決を得たいとの申出があり、また、右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

爆薬漁業等による漁場荒廃取締に関する緊急質問(前田榮之助君提出)

○議長(林義治) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、前田榮之助君提出、爆薬漁業等による漁場荒廃取締に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(林義治) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

爆薬漁業等による漁場荒廃取締に関する緊急質問を許可いたします。前田榮之助君。

〔前田榮之助君登壇〕

〔農林大臣はどうした〕と呼び、その他発言する者あり。

○議長(林義治) 農林大臣は今委員会で答弁中ですから、すぐ参ります。

○前田榮之助君 ただいま議題となりました爆薬等不法漁業による漁場荒廃の取締りに関し、日本社会党を代表して、関係大臣に対し質問をいたしたいと思ひます。

近來、わが国の沿岸漁業は不漁になつて参りました。多数漁民の窮状が漸次深刻化しつつあることは、諸君の御承知の通りであります。しかるに、この漁業の不漁、不景氣に一層の拍車を加へ、零細漁民を一段と苦しめつつあるものは、機械網の悪用と、無謀なるダイナマイトによる不法漁業であります。終戦後の道義の顛覆によるのか、近時爆薬による不法漁業の全国的横行は、誠に遺憾なことにはなほだしく、ために、かつて優良な漁場であつた地域が、あじろを根底から破壊されて漁場を荒廃せしめ、浮良なる漁民の生活に一大脅威を與へつつあるのがあります。特に瀬戸内海のごとき、稚魚・幼魚の育成

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議録第三十四号

広島地方専売公社調停委員会委員委嘱につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件 爆薬漁業等

昭和二十七年四月二十四日 衆議院公報第三十四号 漁業取締等による漁場荒廃取締に関する前田君の質問

五八八

培養を最も必要とする水域においては、漁獲が少なくなる不法を看過すべきでないことは論をまたざるところであります。

よつて、第一にお尋ねしたいことは、現状の取締りでは何ら見るべきものがないのであるが、農林大臣は、内海及び周辺の沿岸漁業の取締り及び保護助成について、いかなる方針を持っておられるのか、またいかなる具体策を立てようとしているのか、まずこの点をお聞かせ願いたいのである。ことに私の申し上げたいのは、瀬戸内海のような水域では、不法なこれらの漁業を取締めるのみならず、むしろ魚種の繁殖、その育成、漁場の保護等、一連の養魚政策を推進せねばならぬと思うのであるが、農林大臣は、これらの積極的な方針に対し、いかなる熱意を持って居られるのか、その方針は具体的にいかにか立てられているか、御明示を願いたいのである。

次にお尋ねしたいのは、その取締り方法であります。不法漁業の取締りは、海上保安庁と水産庁との両方で取締つておられるのであるが、現地の方面では、そのいずれも不徹底であり、違反者は漸増の状態で、地方漁民の不安の上もない状態なのであります。

従つて、地方漁民は、当局たるに足らずとして、漁民みずからの力をもつて犯人逮捕という直接行動まで行われ、ある地方では、危険な火薬を所持する暴漢を相手にするのであるから、自己の危険を顧みず、みずから船にガソリン・ボンブを積み込んで警戒に当り、多大の犠牲を拂つて自衛行動をとるという騒ぎとなつていゝのであります。よつて、かかる事態は寸時も放置できない状態でありま。

しかして、今日の海上保安庁や水産庁がやつてゐる形式的な警戒や取締りでは、成果は上つておらないのである。それは、陸上と違つて海上では、証拠物件を簡単に海中に投入して証拠隠滅をはかるため、尋常一様では取締れないのであります。従つて、非常に積極的に特別な方法を講じなければ無効なのであります。それで、水産の責任大臣である廣川農相に、現在水産庁が持つてゐる漁場取締船では不十分であるが、その補強対策と、その運営の効果を方策はいかがであるかというところを御明示願いたいのであります。

次に、海上保安に関する治安の責任大臣である木村法務総裁並びに海上保安庁長官にお尋ねいたしますが、この爆薬漁業は、單に漁業取締りの問題の

みならず、治安に關係のある銃砲火薬取締りに関連し、社会不安のためにも重大な關係のある懸案でありまして、今日の状態では、今後いかに発展するか予断を許さないものであるが、今後、これら不法に火薬を使用する者はもちろん、その所持する者、特に瀬戸内海島嶼部に散在する旧海軍の放置したもので、民間に隠匿されてあるもの等の取締りはいかにするのか。海上保安庁組織で徹底的に取締りができるのか。

また現行法律では、地方民の間には不十分であるとの声もあり、多数浮良な漁民の生活を脅威し、その生命財産を不安に陥れておる重大犯罪であると思ふが、現行法で良民の安堵ができると思われるのであるか。取締りの責任が果され得るという自信がおりなのか。具体的にはいかにされようとするのか。その対策を、全国沿岸漁民のために、安心のできるようお示し願いたいのであります。(拍手)

なお本件は、地方海上保安部においても苦心していることは本員も認めますが、聞くところによれば、内海においては航路標識燈の盗難が続出のため、その方に手がとられて、漁場取締りには十分手が打たれていない状況にあるとのことでありま。

警備船の不足もあつて、いかんともいたしかたないという情勢のようであるが、これらに對して、法務総裁並びに海上保安庁長官の責任ある御所見をお伺いしたいのであります。

次にお尋ねしたいことは、ダイナマイト密漁に使用する火薬は、大部分旧軍部が終戦時海中に投げ捨てた莫大な砲彈等の雷管であつて、これは固有財産であるはずであるが、火薬を含み、裏金、銅等の価値のある金属であつて、これが乱雑に海中に投入されていゝのである。これを不況にあえく漁師の連中が引揚げて、金物は売却し、危険な火薬が各所に転在するに至つたのであります。かかる固有財産たるべき物件を、乱雑な処理のまま、いまま一部放置状態にしてあることは、きわめて無責任であると思ふのであります。漁民が、そまつな道具で引揚げ、りつぱに日当になるところを見れば、困費を投じて事なく整理はできるであつて、一日も早く瀬戸内海のかかる危険物を除去する必要があると思ふのである。これは大蔵当局の所管であるとも言えるし、また、これら海中に放棄された、かつての固有財産の処分について、その処置は海上保安庁に移つておるとのことであるが、これを

いかにして整理する考えであるか。これらについて明快な御答を願いたいのであります。

なお農林大臣にお伺いすることは、この爆薬によつてとつた魚類は、専門家がみれば、つりでとつたか、あるいは網でとつたかの区別は判然するのであります。その取引は法律で禁止されてあるはずでございますけれども、これが魚市場で堂々と取引されておる。こういう市場の取引等の取締りが徹底的に行われなければ、この爆薬等による不法漁業の撲滅はおそらくできないものだと思うのであります。こういうような重大な關係がございますので、徹底的に、責任を持つて熱意のある取締りやつて、多数の零細な沿岸漁民を安心させるような方途を、この困會を通して、はつきりと御答願いたいののであります。

以上で私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣廣川弘毅君答へ〕

○國務大臣(廣川弘毅君) ただいまの御質問は、漁業法第六十八條によつて禁止されておるダイナマイトによる漁業の取締りについてでございますが、終戦以來、瀬戸内海あるいは対馬沖等におきまして、たび／＼この問題が起つておるのであります。たま／＼一個

月前に、自衛手段という言葉で当るか
 当らないかはしませんが、こうした
 一つの事件がありましたので、農林省
 といたしましては、対策を目前に
 購じておるようなわけであります。瀬
 戸内海は、特に稚魚の養成という意味
 から行きまして非常に重大な場所
 でありますので、この瀬戸内海の養殖が
 完全に行きましますように努力をいたし
 ているわけであります。また漁期等
 ついても、十分保護するように考
 えているわけでありまして、なお、さ
 ういしまして、ダイナマイト漁業によ
 つてとれた魚が市場に上場されない
 ように、農林省としては通達を出
 すように決定いたしております。ま
 た、今までも海上保安庁とも相談いた
 し、または水産庁の船で監視をいたし
 たのでありますが、今後このような事
 態の起きないように十分注意をいた
 し、万全を期したいと考える次第であ
 ります。(拍手)

(国務大臣木村太郎君登壇)

○国務大臣(木村太郎君登壇) お答えい
 たします。

昭和二十四年六月ごろから、瀬戸内
 海を中心とする海中におきまして、
 イナマイトその他の爆薬を使用する密
 漁が次第に増大いたしまして、その弊

害は軽視するところではない傾向を示
 しますと同時に、沿岸漁民との紛争が
 漸次拡大いたしまして、治安の面から
 も相当注目すべき形勢を示すに至つた
 のであります。この形勢は、昭和二十
 五年に入るや、いよいよ顕著となりま
 して、しかも、これがだん／＼拡大す
 るに至つたのであります。

右のような事態にかんがみまして、
 法務府では早速その取締り態勢を確
 立する必要を痛感いたしまして、広島
 高等検察庁に、瀬戸内海を中心とする
 関係各検察庁及び関係府県の水産部、
 国警、自警、海上保安庁関係の各係官
 の合同を催しまして、爆薬使用による
 密漁の実態、沿岸漁業者の紛争の状況
 等を具体的に検討いたしまして、同時
 にその取締り対策を協議いたしたので
 あります。そして、右会議の結果に基
 きまして、この種事犯に対する処理方
 針を決定いたしまして、同年六月十五
 日、刑政長官の名をもつて、この種事
 犯に対しては国家治安の維持並びに水
 産関係の保護から断固たる処置に出す
 べき旨の依命通達を発した次第であり
 ます。

かような次第でありまして、今日ま
 すで十六件の報告を受けておりま
 す。その状況は、もうすでに起訴が十
 二件ありまして、うち体刑を求刑し
 たものが十件、さらにそのうち、すで
 に体刑の言渡しがあつたものは八件で
 あります。かような次第でありまし
 て、法務府といたしましては、この種
 の犯罪について徹底的に検挙いたすつ
 もりでありまして、今後とも、この方針
 は堅持する次第であります。(拍手)

(政府委員柳沢米吉君登壇)

○政府委員(柳沢米吉君登壇) 海上保安庁
 といたしましては、このダイナマイト
 密漁事件というものは、ただいま法務
 総裁からお話がありました通り、現地
 におきまして検察庁、国警、農林省あ
 りいは自治団体等と連絡をいたしまし
 て、極力これが防止を行つておるわけ
 でございます。海上保安庁の船舶の状
 況は、瀬戸内海方面に巡視船五隻、港
 内艇二十四隻を配置いたしまして、こ
 れを二つにわけまして、昼夜これが警
 戒に當つておるわけでございます。し
 かしながら、必ずしもこれをもつて万
 全とは申せませんが、昭和二十六年中
 におきまして、第六管区海上保安本部
 管内、すなわち瀬戸内管内におきまし
 て、九百二十六件の漁業関係法令違反
 を検挙しております。これを人数にい
 たしますと九百八十八という数字にな
 っておりますのでございます。極力これ

らをやつておりますが、なおわれ／＼
 いたしましては、このほかにも、先
 ほどお話のありました般合浮標の盗難
 等がございますので、これらとね合
 せまして、十分なる警戒を徹底行つて
 おる次第でございます。

なお御質問の引揚げ海没物資の状況
 でございますが、これらの物資につ
 きましては、運輸省令をもつて許可制
 をしまして、これが許可を行つたも
 ののみが引揚げできる、それ以外のも
 のは違法であるとして取締りを行つて
 おる状態でございます。(拍手)

鳥取市の火災による災害について
 の野田国務大臣の報告

○国務大臣(野田一君登壇) 建設大臣から、鳥
 取市の火災による災害について発言を
 求められております。この際これを許
 します。建設大臣野田一君。

(国務大臣野田一君登壇)

○国務大臣(野田一君登壇) 今回の鳥取
 大火は、御承知のように、四月十七日
 午後三時ごろ、鳥取市永楽通り動源温
 泉付近から発火し、極度の乾燥と、風
 速十五メートルに達する烈風のため、
 かつまた水道の水圧の低下、道路の狭
 小等により消火作業が意のごとくなら
 なかつた等のため、遂に市の繁華街を

中心として市街地の約六割を焼失する
 という大被害を生じ、翌十八日午前三
 時五十分ごろ鎮火したものでありま
 す。

被害の状況につき、とりあへず鳥取
 県庁等の資料に基いて御報告申し上げ
 ますと、まづ人的被害につきまして
 は、罹災人員は二万四千四百四十三名、
 このうち死者一名、重傷者二名、軽傷
 者三百三十二名を算しております。物的
 損害につきましては、被害総額は百九
 十三億二千万円と見積られ、焼失面積
 は約五十万坪に達しております。その
 内訳を申し上げますと、住宅、店舗等
 の一般民家につきましては、市の総住
 宅戸数二万二千戸の半数に近い五千二
 百二十八戸が全焼し、その被害額は、
 個人財産の損失を含めて、一億百八十
 二億六千万円と見積られております。
 次に官公庁、学校等公共施設につ
 きましては、鳥取郵便局外十三官公
 庁、県立盲学校外四校、県立中央病院
 外四院等が全焼いたしました。これら
 の被害額は約五億八千万円となつてお
 ります。その他銀行、百貨店等につ
 きましては十数箇所が焼失し、その被害
 額は約四億八千万円と見積られており
 ます。

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議録第三十四号 海上保安庁法の一部を改正する法律案(衆議院回付)

次に、今回の大火に対してとられた
した応急措置について申し上げます。
現地におきましては、鳥取県庁はただ
ちに臨時県会を招集するとともに、災
害救助対策本部を設け、災害救助法を
発動し、鳥取市その他関係各機関と協
力いたしまして、迅速な応急措置を講
じております。すなわち、災害救助法
の発動と同時に、罹災者を小学校、寺
院等七箇所に收容するとともに、市内
十八箇所でたき出しを行い、罹災世帯
に対しては被服、寝具、生活必需品及
び学用品の給與を行つたのでありま
す。罹災者の医療につきましては、市
内十箇所に救護所を開設し、伝染病予
防及び一般施療に当りました。応急仮
設住宅の建設につきましては、旧連隊
跡に五百戸の仮小屋を急速に設けるこ
とにいたし、また罹災者中生活困難者
に対しては、生活資金の貸付、失業対策
事業の遂行等、救済救済の措置につ
き、中央と連絡の上、すみやかにこ
れを進めております。また鳥根、岡
山、京都、兵庫、大阪等隣接各府県よ
りも、医療班の派遣、救護物資の運送
その他救済に當つておりますので、罹
災者の応急救助は万全の態勢をもつて
推し進められつつあります。

ては、即日厚生省よりララ救護物資二
万一千人分を発送するとともに、総理
大臣より、米子警察予備隊に対し救護
のため出動を命令し、また、ただちに
関係各省より係官を現地に派遣し、災
害実情の把握に努め、災害の翌日、四
月十八日の朝の閣議においては、鳥取
大火災害対策本部を総理府に設置する
こと、鳥取市の復興事業に対するつ
なぎ資金として、資金運用部より二億
円の融通をなすこと、住宅金融公庫に
よる二億円の特別融資をなすこと等を
決定し、ただちに実行に移すことに
いたしました。

次に、復興の対策をいたしまして緊
急な事項は、住宅の建設、学校その他
公共施設の復旧及び区画整理事業を中
心とする都市復興の事業並びに罹災市
民の生活をすみやかに安定させること
であります。これがため、政府といた
しましては、まず第一に住宅について
は、ただいま申し上げました住宅金融
公庫の二億円の特別融資による住宅建
設のほか、公営住宅法によりまして、
被災住宅約五千戸の三割に相当する一
千五百戸の公営住宅を建設したいと考
えております。

第二に、今回の大火の経緯にかんが
み、都市の不燃化を促進する必要が痛
感されますので、目下国会において御審
議中の耐火建築促進法の成立次第、同
法に基き防火建築費を指定し、該地域
内の耐火建築に補助金を與えてこれを
助成したいと考えております。また焼
失しました学校、図書館等の復旧につ
きましては、できるだけ不燃構造とし、
すみやかに再建をはかりたいと考えて
おります。なお今回の火災の経緯にか
んがみ、鳥取市を今後火災に対し強靱
性ある都市として復興させるために、
罹災面積五十万坪を対象とする区画整
理事業を急速に施行させることとし、
すでに街路その他の基本を決定、建築
線を示し、現地の測量、焼け跡の整
理を促進せしめております。

第三に、被災家屋等の建設資材とし
て木材の入手を容易ならしめるため、
鳥取、鳥根両県の木材協同組合をして
早急に供給させるよう目下折衝中であ
り、また固有材の拂下げについても手
続を進めております。

第四に、罹災した市民の生活の安定
の問題については、国民金融公庫、商
工中央金庫その他一般金融機関を動員
し、罹災者の生業の再開に必要な資金
の供給をはかりたいと考えておりま
す。なお、今回の大火に伴う県及び市
の財政上の打撃並びに負担について
は、これが対策につき、できるだけの
考慮を拂いたいと考えております。

一顧みずすれば、鳥取市は、昭和十八
年、地震並びにこれに伴う火災により
市の大半を鳥有に焼し、次いで昭和二十
二年大火災をこうむり、今日また戦後
最大の火災に見舞われ、重ね／＼の災
難に對し、衷心より同情申し上げるも
のであります。しがしながら、市民諸君
がこの甚大なる災厄にもめげず、決然
復興に立ち上つておられることは、ま
ことに心強く、深く敬意を表するこ
ろであります。また、県市当局その他
現地の諸機関においても、すでに果敢
に復興対策に邁進されておりますので、
政府といたしましては、これらと十
分提携協力し、この救済策、復興策及び
復旧策に万全を期し、強力に推進いた
しまして、災いを転じて福となすべく
念願をいたしておる次第であります。

最後に申し上げたいことは、進駐軍
の好意に満ちた救援であります。すな
わち、在日兵站司令部南西司令官代理
ソムビナス中佐及びストライカー軍医
大佐が、去る十九日朝、飛行機で現
地を訪れ、県当局の要請する救急物資
につき打合せの結果、携帶食二十五万
箱、毛布一万枚、ミルク五百箱及び注
射薬品等を百二十台のトラックをもつ

て急送され、罹災者の急速な救援に大
いに役立ちましたことは、政府といた
しまして、まことに感激にたえない
ところであります。

以上をもちまして私の報告を終りま
す。(拍手)

海上保安庁法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院回付)

○議長(林義治) 衆議院から海上保
安庁法の一部を改正する法律案が回付
せられました。この際議事日程に追加
して右回付案を議題となすに御異議あ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(林義治) 御異議なしと認め
ます。よつて日程は追加せられまし
た。

海上保安庁法の一部を改正する法律
案の衆議院回付案を議題といたします。

海上保安庁法の一部を改正する法
律案

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
て国会法第八十三條によりここに回
付する。

昭和二十七年四月二十三日
衆議院議長 佐藤 倫武
衆議院議長 林義治

(小字及び一は改正後)
海上保安庁法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、改正後の海上保安庁法第四條、第六條の二、第七條、第八條、第九條及び第三十二條の規定中航空機に関する事項に係るものは、昭和二十七年四月一日又は日本国との平和條約の最初の効力発生の日のいずれか後の日から適用するものとする。

2 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第十五号を第十六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 海上保安庁海上警備隊の職員

3 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「所在地を管轄する管区海上保安本部又はその事務所の」と所在地に駐在するに改める。

第二十九條中「海事検査部」を「海難審判理事所」に改める。

第三十條中「管区海上保安本部又はその事務所の」と地方海難審判庁の所在地に駐在するに改める。

第五十八條中「海事検査部」を「海難審判理事所」に、「所在地を管轄する管区海上保安本部又はその事務所の」を「所在地に駐在する」に改める。

○議長(林達治君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林達治君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第五 特許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林達治君) 議事日程順序変更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第五及び第六の両案を繰上げ一括上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林達治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林達治君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第五、特許法の「部」を改正する法律案、日程第六、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事小川平二君。

・特許法の一部を改正する法律案
特許法の一部を改正する法律案
特許法(大正十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二條中「條約又ハ之ニ準ズベキモノニ規定アル場合」の下に「並其ノ者ノ屬スル國ガ日本國民ニ對シ其ノ國民ト同一ノ條件ニ依リ特許權及特許ニ關スル權利ノ享有ヲ認メ又ハ其ノ者ノ屬スル國ニ於テ日本國ガ其ノ國民ニ對シ特許權及特許ニ關スル權利ノ享有ヲ認ムルトキハ日本國民ニ對シ其ノ國民ト同一ノ條件ニ依リ特許權及特許ニ關スル權利ノ享有ヲ認ムルコトヲ爲ス場合」を加える。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律の施行の日から日本国が國際民間航空條約の当事國となるまでの間は、國際航空に従事する國際民間航空條約の当事國(工業所有權保護に關する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟條約の當事國でない國で、國際民間航空條約の他のすべての當事國の國民に對し特許權、實用新案權、意匠權その他特許、實用新案又は意匠に關する權利の享有を認める國以外のものを除く。)の航空機又はその裝置若しくはその用に供するため輸入した裝置は、他の用に供する場合を除き、特許法第三十六條各号(實用新案法(大正十年法律第九十七号)第二十六條及び意匠法(大正十年法律第九十八号)第二十五條において適用する場合を含む。以下同じ。)の一に該當しないものであつても、特許法第三十六條各号の一に該當するものとみなす。

特許法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

第六條第一項第一号中「企業組合を含み、企業組合以外の組合を除く。」を削り、「百人」を「三百人」、「二十人」を「三十人」に改める。

第七條第二項中「組合を含む。」を削る。

第二十三條第一項を次のように改める。

組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定数の定めるところにより、事業年度の終において、その出資口数を減少することができる。

第二十五條及び第二十六條を次のように改める。

第二十五條及び第二十六條 削除

第二十七條第一項中「定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は」を「発起人は、定款を作成し、同條第三項中「定款作成委員」を「発

昭和二十七年四月二十四日 参議院會議第三十四号 特許法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議第三十四号 特許法の一部を改正する法律案外一件

五九二

起人」に、同條第六項中「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條」を「第二百四十七條から第二百五十條まで」に、「商法第二百四十七條第一項」を「商法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、第二百四十七條第一項」に改める。

第三十三條第一項第十四号を削る。

第三十五條第三項を次のように改める。

3 役員は、定款の定めるところにより、總會において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立總會において選挙する。

第三十五條中第四項を第七項とし、第五項を第八項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4 理事（企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならぬ。但し、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならぬ。

5 企業組合の役員は、組合員でな

ければならない。但し、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならぬ。

6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならぬ。

第三十六條の二の次に次の一條を加える。

第三十六條の三 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとする。ことができる。

第三十七條第二項を次のように改める。

2 左に掲げる者は、その組合の理事となつてはならない。

一 組合の事業と実質的に競争関係にある事業であつて、組合員の資格として定款に定められる事業以外のものを行う者（法人である場合には、その役員）

二 組合員の資格として定款に定められる事業又はこれと実質的に競争関係にある事業を行う者（第六條第一項又は第二項に掲

げる小規模の事業者を除く。）であつて、組合員でない者（法人である場合には、その役員）

第四十二條中「商法第二百五十九條」を「商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十九條に、「第二百五十條ノ二及び第二百六十條ノ三（取締役会の決議）に改める。

第五十一條第一項第三号中「毎事業年度の」の下に「収支予算及び」を加え、同條第二項に次の但書を加える。

但し、信用協同組合及び第七十七條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、この限りでない。

第五十四條中「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條」を「第二百四十七條から第二百五十條まで」に改める。

第五十五條第三項中「信用協同組合」を「組合」に、同條第四項中「第三十五條第四項及び第五項」を「第三十五條第七項及び第八項」に改め、同條第六項を次のように改める。

6 總代会については、總會に關す

る規定を準用する。この場合において、第十條第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同條第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

第五十五條に次の一項を加える。

7 總代会においては、前項の規定にかかわらず、總代の選挙（補欠の總代の選挙を除く。）をし、又は第五十三條第二号若しくは第四号の事項について議決することができぬ。

第五十九條第三項中「六分」を「一分」に改める。

第六十四條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常總會の日までとする。

第六十四條に次の一項を加える。

4 第一項の規定による役員選任については、第三十五條第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。

第六十六條中「第四百四條、第五百五條」を「第四百四條から第六百六條まで」に改める。

第六十九條中「第三十七條から第四十條の二まで」を「第三十六條の二から第四十條の二まで」に、「商法第二百五十四條第三項」を「商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十四條第三項」に、「第二百五十九條から第二百六十一條ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表）」を「第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで（取締役会の招集、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）」に改める。

第七十一條第四項中「第四條（許可の附款）」を削る。

第七十七條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第八十二條第一項中「第五十一條第四号」を「第五十一條第一項第四号」に改める。

第五十五條の二の次に次の一條を加える。

第五十五條の三 行政庁は、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に關する報告で

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議第三十四号 特許法の一部を改正する法律案外一件

あつて、組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。

第百六條の申出し中「指示」を「命令」に、同條第二項中「前條第二項」を「第百五條の第二項」に、「前條第二項」を「第百五條の第二項」に、「適當な措置を採るべき旨を指示すること」を「必要な措置を採るべき旨を命ずること」に改め、同條第二項を削る。

第百七條中「五十人」を「百人」に改める。

第百十條中「第二項」の下に「並びに第百十九條」を加える。

第百十一條第一項を次のように改める。

この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五條第二項の場合を除いては、左の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合及び協同組合連合会（第七十七條第一項第一号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属しない事業

であるものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下管轄都道府県知事という。）とし、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属する事業とその他の事業とを行うものにあつては、大蔵大臣とする。

大蔵大臣又は運輸大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その管轄都道府県知事とする。

第百十四條の次に次の一條を加える。

第百十四條の二 組合が第百六條の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第百十五條中「理事」を「発起人、理事」に改め、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第三十五條第六項の規定に違反したとき。

第百十五條第十八号中「第七十七條第四項」を「第七十七條第三項」に改め、同條第十九号中「又は第三項」を削り、同條に次の一号を加える。

二十 第百五條の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

別表を削る。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年五月一日から施行する。但し、第六條第一項第一号、第七十七條第三項

（施行の期日）

及び第百七條の改正規定は、公布の日から施行する。

（定款）

2 この法律の施行前に改正前の第二十七條第一項の規定により公告した定款は、改正後の第二十七條第一項の規定により発起人が作成し、公告したものとみなす。

（訴の提起等についての担保）

3 この法律の施行前に、改正前の第二十七條第六項若しくは第五十四條において準用する商法第二百四十七條若しくは改正前の第六十六條において準用する商法第二百四十六條において改正前の第百四條又は改正前の第百十條において準用する商法第五十八條の規定に基いてした訴又は請求については、この法律の施行後もなお従前の例による。

（役員補充）

4 この法律の施行の際、現に理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けているときは、この法律の施行の日から三箇月以内に補充しなければならない。

（罰則）

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後においても従前の例による。

（罰則）

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後においても従前の例による。

（罰則）

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後においても従前の例による。

の法律の施行後にもなお従前の例による。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

（小川平二君登壇）

○小川平二君 ただいま議題と相なりました特許法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

従来わが国におきまして特許権等を享有できる外国人は、わが国に住所もしくは営業所を持つてゐる者か、あるいは工業所有権保護同盟條約の国民またはこの條約の領土内に住所または営業所を持つてゐる者に限られたのでありまして、その他の外国人に対しては一切特許権等の享有を認めておらなかつたのであります。しかし、今般日本国との平和條約の効力に伴ひまして、特許権等の享有に關する外資人に対する制限を緩和いたしましたことにも、また國際民間航空條約の當事國の航空機等に対する特許権等の効力の特例を設けるため必要な改正を行おうとするのであります。

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議第三十四号 公務員等の懲戒免除等に関する法律案

以上が本改正案の提案理由であります。

次に改正の要点を申し上げますと、

今回の日本国との平和條約によりまして、連合国の中で、わが国の国民に特許権等について内国民待遇を與えてゐる国の国民につきましては、わが国も同様に内国民待遇を與へることになつてゐるのであります。また平和條約に参加してゐない国におきましても、すでにわが国の国民に對しまして、無條件に、または相互主義により特許権等の享有について内国民待遇を與へることとしてゐる国が多い現状でありますので、これらの諸國につきましても、前記連合国と同様に、相互主義の原則に基いて特許権等を享有できるように、外国人の權利能力の制限を緩和いたしましたのであります。

次に、平和條約発効と同時に、わが国は、國際民間航空條約加入前といへども、その航空條約の規定を実施することになつておりますので、國際航空に従事する國際民間航空條約の當事國の航空機、その部品等が、特許権等の侵害の理由で差押えその他の請求を受けることがないように、特許権等の効力を除外したのであります。なおこの措置は、わが國が國際民間航空條

約に加入するまでの臨時的なものでありまして、條約加入後は、現行特許法により同條約が適用されるのであります。

本改正案は、當委員会に四月十五日付託と相なり、四月二十一日政府委員より提案の理由を聴取し、翌二十二日質疑に入りまして、共產黨風早八十二君と政府委員との間に質疑応答があつたのであります。その内容については會議録を御参照願います。

引続き、討論を省略し、採決いたしましたところ、多数をもちまして可決した次第であります。

次に中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

まず改正の理由であります。本法施行後二年有半の経験にかんがみまして、一段と組合の組織及び運営の合理化をはからうとするのであります。次に改正の主たる内容を申し上げますと、第一は、組合員たる中小企業者の規模の基準を引上げる等の措置を講じまして、組合の組織の安定強化をはからうとするものであります。第二としまして、いわゆる広地域にわたる協同組合連合会の事業に関する制限を廃

止いたしました。その事業活動を促進しようとするものであります。第三は、一定の制限のもとに員外役員を選任を認めまして、組合の業務の執行を円滑ならしめようとするものであります。第四として、總代会の権限を拡充いたしました。大規模組合の運営を容易ならしめようとするものであります。以上が改正案の提出理由並びに改正の要点であります。

本改正案は、三月二十四當委員会に付託せられ、翌二十五日、政府當局より提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。越えて四月二十二日質疑に入りまして、日本社会党今澄勇君より、信用金庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫、相互銀行等、一連の中小企業専門の金融機関が並立されてゐるが、その間一貫した総合的な強力機関が存在しておらず、かつ投下する國家資金の量も少い現状を指摘して、今後の強化対策を要望するとの発言があつたのであります。続いて自由党多武良哲三君より、大企業の長期資金供給機関として近く長期信用銀行が設立せられるに對し、中小企業の長期金融については現行制度をさらに拡大強化する必要がある旨の発言があり、私より、事業組合の組合員預金の受入れを認め

ようとするときは、中小企業等協同組合法制定当初よりの懸案であつたことを指摘して、最近の機会においてこれが実現を要望いたしましたところ、これに對し、中小企業庁小笠原官より深甚な考慮を拂う旨の答弁があり、さらに翌二十三日、共產黨風早八十二君及び自由党南好雄君よりそれぞれ同趣旨の質疑がありましたが、詳細は速記録を御参照願うことといたします。

続いて討論に付しましたところ、自由党小川平二君、改進黨山手満男君、社会党加藤鐵造君及び共產黨風早八十二君より、それぞれ事業協同組合員の預金の受入れを近き機会において認めよう強い要望を付しての賛成意見の開陳があり、採決の結果、全会一致をもつて可決した次第であります。

以上御報告を申し上げます。

○議長(林譲治君) まづ日程第五につき採決いたします。本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第六につき採決いたしました。

す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第一 公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出)

○議長(林譲治君) 日程第一、公務員等の懲戒免除等に関する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。人事委員長田中不破三君。

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

われたのでありますが、本法律案
きましては、これらの措置を一つ
とめ、かつ恒久的な制度として確
たすべく、その基本的な事項を規
るものでありまして、その考え方
をおおむね従前の例を踏襲して、お
実施についての具体的な必要事項
その都度政令または地方公共団体
例で定め得ることとしたておる
あります。しかしながら、弁償責
減免につきましては、従前は弁償
免はすべて一律に全部免除せられる

は恒久的な制度として考えます

ますので、弁償債務の一部免除の
日を含め減算することができるとい
ておるのであります。

確にいたしてあります。また公務

職となりますと、その後一定期間再びその職またけ特定の職につくが、懲戒の免除により、それらの格は当然回復する旨を明記いたして

五五五

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議第三十四号 公務員等の懲戒免除等に関する法律案

おるのであります。最後に、懲戒の処分等に関する訴訟、訴願等不服の申立て等につきましては、懲戒の免除または非償責任の免除を受けましても影響されないことを明らかにいたしております。

以上が、本法律案の内容のおもな点であります。

本法律案は、四月八日、本委員会に付託され、越えて十一日、政府より提案理由の説明を聴取し、十五日、十七日、十九日の三回にわたり、委員と政府委員との間に熱心な質疑応答がとりかわされたのであります。その詳細はすべて会議録に載ることいたします。

質疑終了後、討論を省略し、ただちに採決をいたしましたところ、起立多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義朗) 討論の通告があります。これを許します。井之口政雄君。

〔井之口政雄君登壇〕
○井之口政雄君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ここに提出された公務員等の懲戒免除等に関する法律案に対して反対の意を表明するものであります。

政府は、アメリカから押しつけられた単独講和條約の発効で、日本があたりかまもなく回復したかのとき大膽さを示しております。これを慶賀するためと称して、二十八日の開印日には、約百万人から大赦、特赦、減刑、刑の執行免除、復権を行おうとしております。慶賀のあるたびごとに恩赦を行うという恩赦法の趣旨になっておりますが、このたびの単独講和條約の発効というものは、日本国民にとつて、まさに慶事どころか、甲斐を痛めて悲しまねばならぬための恩赦でなければならぬ。政府のやり方は、まったく卑劣なデマゴギーといわなければなりません。

ここに提出された公務員等の懲戒免除等の法律案もまたそれに便乗したものであります。独立したこの幻想を、懲戒免除という名で中央地方の官吏に植えつけ、恩恵を施し、アメリカ帝國主義に最も忠実な官吏につくり上げようとする陰謀なのであります。(拍手)直接犯罪を犯した本人で免職になった者は除くとしても、この法案が成立いたしますならば、監督不行届きで懲戒に処せられたと夜たちや、非償責任を負わされていた上官たちの職務などが減免され、減給処分などが取消されることになるのであります。

今でさえ、上役は汚職や腐敗の責任からのがれるのが多い。しかるに、この法案によりまして、そのような上官官吏に厚い恩恵を與えて、ますます官僚勢力を強めるところに、この法案のねらいどころがあるのです。それのみではありません。従来官吏に対する懲戒の減免などは、一々の場合について特例をもつて定めて適、不適を判断していたのに、この法案が出れば、官吏に懲戒減免が適当であろうとなかろうと、大赦、特赦が行われる場合には、いつでも一律に、この特典が官吏の恩恵を施した者どもに與えられるという不合理が起つて来るのであります。

元来、天皇制という圧制政治が行われておりました時代には、政府が人民の懲戒の的となつておりましたから、元首の慶賀のたびごとに、人民の憤懣をやわらげるために、監獄にあふれておるところの囚人の一部分を、一瞬間だけ釈放したものであります。圧制者といふものは、圧制の手をゆるめてやつたというだけでも、人民に恩恵を與えてやつたように考へて、感謝されたがつてゐるものであります。

勤勞によつて社会に價いをさせ、メーデーのような真の大家の慶事を契機に、これを大赦、特赦、減刑し、国家的平和大建設の完了を見た場合などに、これを慶賀して、国民こそつての喜びのために、大々的な大赦を行うといふことでなければなりません。

国立学校校則法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

2 行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表文部省の項中

はさらに国民外交の第一線に立つもの
といたしました、これに相応するだけ
の高い教養を身につける必要がござい

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議第三十四号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案 五九八

ます。加うるに、かねての懸案でありました海難防止等の技術的方面におきまして、新時代に即応いたします十分な教育、すなわち大学程度の教育を必要とするのであります。

昭和三十年度以降における船員の需給関係を、過去の実績に基いて計算いたしてみますと、三百八十万総トンに對し約二万名を要することになっておりますが、そのうち高級船員の毎年

の所要数につきまして推算いたしますと、商船大学出身者は約三百名内外を供給しなければならないことになるのであります。しかるに、現在のところ、商船大学は清水に一枝あるだけであります。昭和二十八年度から年間約百二、三十名程度の卒業者を供給するにすぎない状況でございます。

従いまして、本年度から少くとも百二十名を收容する商船大学をさらに一校増設しなければならない事情に迫られておるわけでありまして、この見通しにつきましては、すでに昭和二十三年に、船員教育委員会におきまして、昭和二十六年に神戸の海技専門学院を商船大学にすべしという決議が行われておるのであります。さらに第六国会では、衆議院の文部委員会から、できるだけ早い機会に神戸市に商船大

学を設置する必要があるという要望が出されております。続いて、さきの第十二国会の本委員会にこの問題が取上げられまして、審議の結果、小委員会を設けて検討することになりましたが、その報告に基き、衆議院議長に對し、神戸市に商船大学を昭和二十七年に設置することに關する決議文が提出されたのであります。

特にこれを神戸市に設置することを要請されております理由は、神戸市には、大正九年に官立の神戸高等商船学校が設立されまして、恵まれた立地條件のもとに、優秀なる校長と充実した設備とをもつて幾多の人材を輩出し、海国日本の発展に貢献するところ多大なものがありましたが、戦時中には当分の間ということで運輸省に移管せられ、船員の再教育機関となりまして、今になおその光輝ある伝統を保つておりますので、これを基盤といたしまして商船大学が設立されること最も適切な措置であると考えられるからでございます。今度の第十三国会におきまして、あらためて議題となり、再び小委員会が設けられまして熱心なる審議が行われ、幾多の曲折を経たのでございますが、遂に運輸省、文部省及び大蔵省はもちろん、地元兵

庫庫並びに神戸市のきわめて積極的な協力を得ることとなりまして、去る四月十七日に至りまして、ようやく本法案の付託を見たのでございます。

付託後におきまして、文部委員会においてはなお慎重な審議を重ねまして、四月二十二日に討論に入つたのでございますが、共産党を除く各党を代表いたしまして若林義孝君より、海技専門学院が運輸省の再教育施設であることは、応急の臨時措置としては十分な意義のあるものではあるが、本商船大学設置の上は、同大学付設の教育機関たらしめることが再教育事業のためにも望ましいという希望條件を付して賛成の意見を述べられ、次いで共産党を代表して渡部義通君より反対意見が述べられましたが、採決の結果、起立多数をもちまして、これを原案通り可決すべきものと議決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林義治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○議長(林義治君) 起立多数。よつて

本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(林義治君) 日程第三、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。郵政委員会理事飯塚定輔君。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の第三條に基く行政協定の第二十一條により

及び軍艦並びにそれらの家族の利用する合衆国軍事郵便局を合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置し、日本国にある合衆国軍事郵便局相互間及び日本国にある合衆国軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達業務を行うことができる。

附則

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の効力発生の日から施行する。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

【飯塚定輔君登壇】
○議長(林義治君) ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

先般締結せられました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協定の第三條に基く行政協定の第二十一條により

ますれば、合衆国軍隊の構成員等が利用するため、軍事郵便局をその使用する施設及び区域内に設置することが定められてあります。ところが、一方国内法には、郵便法第二條及び第五條に、郵便事業は郵政大臣の管理する国営事業であること、また国以外の何人も郵便の業務を業とすることはできないことが規定されております関係上、右の行政協定を実施するためには郵便法の特例を設ける必要がありますために、右法案が提出せられたのであります。

四月十日、本案が委員会に付託せられまして以来、慎重審議をいたしまして結果、去る二十二日、本案に対する質疑を打ち切り、討論を省略いたしましたので、ただちに採決をいたしました結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、簡単にありますが、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治) 討論の通告があります。これを許します。田代文久君。

(田代文久君登壇)

○田代文久君 私は、ただいま上程されました法案に對しまして、日本共産党を代表し、並びに日本国民の一人として、はげしい怒りをもって反対の意

を表する次第であります。

申しますのは、アメリカ合衆国が本法案によりますと、日本の郵政事業に對しまして、特殊の、はつきりした、強力な権利あるいは特權を持つのであり、しかも、それによつては何らの義務を負わぬ。日本だけが一方的に義務を負わされておるのであります。日本のこの国土の中にアメリカの郵便局を設置し、しかもその負担をわれわれ国民の血税でもつて補う。また、そこで使用される労働者諸君は、これまた苛酷な、特殊な労働條件によつて使用されるということとは、はつきりした事実であります。

そこで、われわれは、大体日本の政府は、アメリカ合衆国並びに軍隊に對して、日本のどこ、どこ、どこに大体郵便局を設置するのであるか、またその費用分担の内容はどうなつておるか、幾ら日本は負担するのであるか、またそこで使用される労働者はいかなる労働條件のもとに保護されるのであるかというようなことを質問するのは当然であります。しかるに、かかるわれわれの真摯な質問に對しまして、政府は何らの答弁をいたさない。政府の答弁によりますと、われわれはアメリカに關することであるがゆゑに關知し

ない、所管事項とは違ふのだ、こういうふうな、ばかげた答弁をいたしておるのであります。

なおまた、ゆゆしい重要な問題といたしましては、これに盛つておる特權は、御承知のように、アメリカの軍隊の構成員並びに軍属、それからその家族といふことになつておりますけれども、單にこれだけではないのであります。はつきり、岡崎・ラスク會議によりまして、アメリカ合衆国の政府。その他の官吏あるいは職員もこれらの特權を有するといふ、こういう特權を有してもよろしいか、そういう特權を持つた方がいいかといふことをラスクが言つたのに對しまして、岡崎國務大臣は、御異議ございませんと言つて、大きな頭を、お下げ頭をいたしておるのであります。まづたこれは、アメリカ人でありまして、だれといふまでもそういう特權を持つていいといふことが具体的に行われることになることは、はつきりいたしておるのであります。またこれには、凶暴なるライオンに對しまして、日本の政府が猫のように奉仕しておる、猫鼠的な状態のもとにアメリカに奉仕しておるということが言えるのであります。

さらに重大なることは、行政協定の第七條によりまして、日本の郵政事業につきましても優先的に米軍が使用し得るし、第二十四條によりまして、戦争や内乱のような緊急事態が発生した場合には、日本は、日本の郵政事業そのものが完全に米軍の軍政下に置かれるといふ事実であります。戦争中、日本の郵政事業はまづたく混乱し、ほとんどその機能を停止いたしました。郵便物はまづたく軍と警察の検閲を受け、信書の秘密といふものはまづたく打破られるといふ恐るべき状態をわれわれ経験いたしておるのであります。

現在のヒステリックなアメリカの戦争政策と、その尖兵を動めておるところの荒削の吉田政府のもとに、このやうな米軍の命令によつてつくられた法案といふものが、うのみにされました場合、その結果、日本全土が、一九四三年の、あのアッツ島の玉碎——當時通信従軍員の二十六名の勇士が、さんたんたる光景で死なねばならなかつたといふことは、諸君が御承知の通りであります。われわれ日本国民は、日本を含むアジア諸民族の弾圧と征服をたくらんでおりますところの帝國主義軍隊の郵便物なるものは、たつた一つ

でも取扱う義務は断じてないのであります。また、そのための軍事郵便局を、わが日本の国土の中に、たつた一つでつくらせてはならないのであります。

日本共産党は、すでに立ち上つておりますところの全通労働者を含む全日本国民とともに、このやうな法案を断固として反対するものであります。(拍手)

○議長(林義治) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義治) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案 (内閣提出)

○議長(林義治) 日程第四、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議第三十四号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

別表を附題といたします。委員長の報告を聴きます。法務委員長佐藤昌三君。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

目次

第一章 總則第一條

第二章 罪(第二條—第九條)

第三章 刑事手続(第十條—第二十條)

附則

第一章 總則

(定義)

第一條 この法律において「行政協定」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第一條に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍であつて、日本国内にある間におけるものをいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する人員で、現に服役中のものをいう。

4 この法律において「軍属」とは、アメリカ合衆国の国籍を有する文民(アメリカ合衆国及び日本国の二重国籍者については、アメリカ合衆国が日本国内に入れた者に限る)で、合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常日本国内に在留する者及び合衆国軍隊のためのアメリカ合衆国との契約の履行のみを目的として日本国内にある者を除く)をいう。

5 この法律において「家族」とは、左に掲げる者(日本国の国籍のみを有する者を除く)をいう。
一 合衆国軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子
二 合衆国軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二章 罪

(施設又は区域を侵す罪)

第二條 正当な理由がないのに、合

衆国軍隊が使用する施設又は区域(行政協定第二條第一項の施設又は区域をいう。以下同じ)であつて入ることを禁じた場所に入り、又は要求を受けてその場所から退去しない者は、一年以下の懲役又は二千元以下の罰金若しくは科料に処する。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には、同法による。

(証拠を隠滅する等の罪)
第三條 行政協定によりアメリカ合衆国の軍事裁判所(以下「合衆国軍事裁判所」という。)が裁判権を行使する他人の刑事被告事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

2 犯人の親族が犯人の利益のために前項の罪を犯したときは、その刑を免除することができる。
(偽証等の罪)
第四條 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、証言し

大事件の裁判の確定前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

3 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した鑑定人又は通訳人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。
(軍用物を損壊する等の罪)
第五條 合衆国軍隊に属し、且つ、その軍用に供する兵器、彈藥、糧食、被服その他の物を損壊し、又は偽害した者は、五年以下の懲役又は五万四千以下の罰金に処する。
(合衆国軍隊の機密を侵す罪)
第六條 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、圖画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第七條 前條第一項又は第二項の罪の除罪をした者は、五年以下の懲役に処する。

2 前條第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせんと動した者も、前項と同様とする。
3 前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法總則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八條 第六條第一項の罪、同項に係る同條第三項の罪又は同條第一項に係る前條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
(制服を不当に着用する罪)
第九條 正当な理由がないのに、合衆国軍隊の構成員の制服又はこれに似せて作つた衣服を着用した者は、拘留又は科料に処する。

第三章 刑事手続

(施設又は区域内の逮捕等)

第十條 合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における逮捕、勾引状又は拘留状の執行その他人身を拘束する処分は、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受けて行い、又は検査官若しくは司法警察員から

その合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

(施設又は区域外で逮捕された合衆国軍隊要員の引渡)

第十一條 檢察官又は司法警察員

は、合衆国軍隊の使用する施設又は区域外で逮捕された者が合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族(以下合衆国軍隊要員)という)であることを確認したときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十三号)の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を檢察官に送致しなければならない。

(合衆国軍隊によつて逮捕された者の受領)

第十二條 檢察官又は司法警察員は、行政協定第十七條第三項(又は(c)による引渡の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡を受け、又は檢察事務官若しくは司法警察職員

にその引渡を受けさせなければならない。

2 檢察官又は司法警察員は、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡を受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

3 前二項の場合を除く外、檢察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟法第九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を適用する。但し、同法第二百三條、第二百四條及び第二百五條第二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。

(施設又は区域内の差押、搜索等)

第十三條 合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての搜索(搜索状の執行を含む。以下同じ)、差押(差押状の執行を含む。以下同じ)又は検証は、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受けて行い、又は檢察官若しくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

2 合衆国軍隊の使用する施設又は区域外にある合衆国軍隊要員の身体又は財産についても、前項と同様である。但し、被疑者を逮捕するため搜索する場合、逮捕の現場で差押、搜索若しくは検証をする場合、又は行政協定第十七條第三項(a)に従つて逮捕することができ合衆国軍隊要員についてその事件の証拠を収集するため差押、搜索若しくは検証をする場合は、この限りでない。

(日本国の法令による罪に係る事件についての捜査)

第十四條 行政協定により合衆国軍事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国の法令による罪に係る事件については、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員(鐵道公安職員を含む。)は、捜査をすることができ、

2 前項の捜査に関しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することができる。

(証人の出頭等の義務)

第十五條 合衆国軍事裁判所の囑託により、裁判官から合衆国軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は合衆国軍事裁判所において宣誓若しくは証言を求められた者は、これに応じなければならない。

2 前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

(証人の勾引についての協力)

第十六條 正当な理由がないのに、前條第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人について合衆国軍事裁判所から囑託があつたときは、裁判官は、その証人に対して勾引状を発して、これを合

事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国の法令による罪に係る事件については、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員(鐵道公安職員を含む。)は、捜査をすることができ、

2 前項の捜査に関しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することができる。

(証人の出頭等の義務)

第十五條 合衆国軍事裁判所の囑託により、裁判官から合衆国軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は合衆国軍事裁判所において宣誓若しくは証言を求められた者は、これに応じなければならない。

2 前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

(証人の勾引についての協力)

第十六條 正当な理由がないのに、前條第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人について合衆国軍事裁判所から囑託があつたときは、裁判官は、その証人に対して勾引状を発して、これを合

衆国軍事裁判所に勾引することができ、

2 前項の勾引状には、合衆国軍事裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならない。

3 第一項の勾引状は、檢察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 刑事訴訟法第七十一條及び第七十三條第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に適用する。(書類又は証拠物の提供等)

第十七條 裁判所、檢察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸與し、若しくは引き渡すことができる。

(日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力)

第十八條 檢察官又は司法警察員は、合衆国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、合衆国軍隊要員の逮

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議録第三十四号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

六〇二

捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は檢察事務官若しくは司法警察員に逮捕させることができる。

2 合衆国軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にあることを疑うに足る相當な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を搜索することができる。但し、追跡されている者がその場所に入つたことが明らかであつて、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。

3 第一項の規定により合衆国軍隊要員を逮捕したときは、直ちに檢察官又は司法警察員から、その者を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬ。

4 司法警察員は、前項の規定により合衆国軍隊要員を引き渡したときは、その旨を檢察官に通報しなければならぬ。

第十九條 檢察官又は司法警察員は、合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につ

き、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者、若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2 檢察官又は司法警察員は、檢察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

3 前二項の処分を略しては、檢察官、檢察事務官又は司法警察員は、その処分を受ける者に対して合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊の要請による旨を明らかにしなければならぬ。

4 正当な理由がないのに、第一項又は第二項の規定による檢察官、檢察事務官又は司法警察員の処分を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。

(刑事補償)

第二十條 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の適用については、合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

附則

この法律は、日本国とアメリカ合

衆国との間の安全保障協約の効力発生の日から施行する。

別表

一 防衛に関する事項

イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施状況

ロ 部隊の隷屬系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の裝備

ハ 部隊の任務、配備又は行動

ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度

ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、彈藥その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は裝備に関する事項

イ 編制若しくは裝備に関する計画の内容又はその実施の状況

ロ 編制又は裝備の現況

ハ 艦船、航空機、兵器、彈藥その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

ロ 軍用通信の内容

ハ 軍用暗号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔佐藤三君登壇〕

○佐藤三君 ただいま議題となりました、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、行政協定第十七條等に基づき、刑事関係の法令について、若干の特別措置を最小限度に規定せんとするものであります。

その内容を簡単に申し上げますと、第一は、既存の刑罰法令をもつてしては不十分な事項に対し新たな規定を設けたのであります。すなわち、一、合衆国軍隊が使用する施設または区域の立入り禁止を犯す罪、二、合衆国軍事裁判所の処置を隠滅する等の罪、三、同裁判所における偽証罪、四、合衆国軍隊の軍用物を損壊する等の罪、五、その機密を侵す罪、六、その制服を不当に着用する罪について特に規定を設けたのであります。また、

これらの犯罪に対する刑罰については、おおむねわが国現行法令または過去の立法例をも参酌いたしまして、適當なる懲役、罰金刑等を定めておるのであります。

本法案の内容の第二は、刑事手続に於いての規定であります。すなわち、一、日本国の法令による罪を犯したアメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属または家族の逮捕並びに合衆国軍隊への引渡し、二、合衆国軍隊の使用する施設または区域内における逮捕及び搜索、搜索等の執行、三、これらの施設または区域等内において逮捕された者について日本側の受容、四、合衆国軍事裁判所等の刑事手続に対する日本側の協力及び合衆国軍事裁判所または軍隊による抑留または拘禁に対する刑事補償法の適用等を規定したものであります。

さて、法務委員会におきましては、四月三日、まず政府より本法案の提案理由を聞き、審議に入つたのであります。御承知のように、外国軍隊がわが国領土内に駐留するといふことは、歴史上初めて経験するところであり、す。もとより日本国民はこの駐留米軍の安全に協力すべきであります。同時に、駐留米軍の安全確保のいふに、

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議録第二十四号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に基く刑事特別法案

わが國民の自由を不当に束縛し、あるいは不当な処罰をもつて臨むことがこゝきことは、かえつて日米の協力、信頼に悪影響を及ぼす結果となるのであります。そこで委員会におきましては、以上駐留米軍の安全確保と、日本國民の自由、人權の保障とをいかに調和せしむべきかを苦慮いたし、前後五回にわたつて會議を開き、提案の趣旨及び各條の意義、その適用範圍につき詳細綿密なる質疑応答を重ねられ、慎重な審議が盡されたのであります。

その内容の詳細は速記録に譲ります。が、質疑のおもなものの二、三を御紹介申し上げますと、第一に、本法第一條の規定する日本国内及びその付近に配備せられる合衆國軍隊といふ場合における「日本国内」、「その附近」の意義いかんとの質疑に対し、政府から、日本国内とは、日本國の領域内であつて、日本の行政權が及ぶ範圍であり、また「その附近」とは、すぐそのそばを指す、従つて、本法の適用上、沖縄、台湾、朝鮮は除かれる旨の答弁があり、第二に、合衆國軍隊、その構成員及び家族の意義いかん、ことに家族についてまで特權を興えるというようないことは、國際慣例上その例を見ないではないかとの質疑に対し、政府から、北大

西洋條約及び米英基地協定等に若干その例がある旨の答弁があり、第三に、合衆國軍隊の施設、区域を侵す罪につき刑法との關係いかんとの質疑に対しては、政府から、刑法の住居侵入罪の一般規定はもちろん適用されるが、そのほか本法を適用しなければならぬ場合がある、なお本法は、立入禁止が日米兩國語で公然と明確に表示せられた場合にのみ適用されるので、農民等が不当に処罰されるおそれはない旨の答弁があつたのであります。第四は、最も論議の集中された問題、すなわち合衆國軍隊の機密保持に関するものであります。これに対し、各委員から、これは用語上、旧國防保安法及び旧軍機保護法の復活の観があるのではないか、また「機密」とは何か、「公になつていないもの」とはどういう意味か、また陰謀、教唆、煽動等犯罪実行の事前行為を問する理由いかん等の質疑があつたのであります。これらに対し、政府からは、旧國防保安法等のいわゆる機密の探知、収集、漏洩という用語を本法案にも用いたが、それは軍の安全を害すべき用途に供する目的をもつてとか、または不当な方法で探知したような場合に限り、かつその機密というものも、別表に一々掲げる事項及びこ

れに関する文書というように限定し、その上、公になつていないものに限定しようという、その目的、方法及び物について限定されている、また、いわゆる「公になつていないもの」とは、正式公表のいかんを問はず、あるいは一般に知られるに至つた事由のいかんを問はず、また公にした人がその機密を有していたか否かを問わない、また陰謀、教唆、煽動等を独立した犯罪とした理由は、元來機密の本質は、あくまでも機密が外部に漏れることを未然に防ぐことにあるからである旨の答弁があり、第五に、合衆國軍隊に属し、かつ軍用に供する物件を損壊する罪等に関して、いわゆるその「軍隊に属し」との意義がどういふものであるかとの質疑に対しては、政府から、いわゆる「属し」といふのは、所有のほか借用の場合も含むが、いずれにせよ、軍が直接占有管理している場合をいうのであるとの答弁があり、第六に、刑事手続に関する質疑に対し、政府からは、本法案は基本的人權を擁護せんとする刑事訴訟法の精神を排斥するような方向をとるものではなく、行政協定に基き、刑事訴訟法のつなぎに必要な最小限度の手續規定を設けた趣旨であつて、この趣旨は速記録において特に明瞭にし、また本法運用の圖に當る者に對しては、この趣旨を十分周知徹底せしめるよう万全の措置を講ずる所存である旨の答弁があつたのであります。かくて委員会は、四月二十二日質疑を終り、討論に入りましたところ、自由党から賛成の、改進黨、日本社会党、日本社会党第二十三控室及び共産党から反対の討論があり、多数をもつて政府原案の通り本法案を可決した次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。
(拍手)
○議長(林義朗君) 討論の通告があり、順次これを許します。熊本虎三君。
(熊本虎三君登壇)
○熊本虎三君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、この法案に対して反対を表明するものでございます。われわれが安保條約並びに行政協定に反対いたしましたゆゑは、それが著しくわれわれの自尊心を傷け、講和が成立したにもかかわらず依然として占領が繼續しておるの感を國民に與へることを遺憾としたからであります。(拍手)はたせるかな、ここにその行政協定に基き、最も不愉快なる刑事特別法が提案されるに至つたのであります。す。この法案の目的とするところは、かの戦時中多くの無辜の良民を苦しめました軍機保護法、國防保安法の復活であり、再生でありまして、國民の基本的人權を奪ふことにはなほだしきもがあるのであります。本法案は独立日本の名譽を傷ずるものと信じますので、私は反対せざるを得ないのであります。特に遺憾なることは、本法案が國民の權利自由を拘束制限することの大きなものがある点でございます。ことに第二條、第六條、第七條等をこらんなれば、いかに不愉快なる法律であるかが一日瞭然であります。おおよそ刑罰法規の立案制定にあたりましては、はたしてその制定が必要であるかいか、かりに必要でありたいとしても、國民の自由の制限をできるだけ僅少ならしめるように配慮をしなければならぬわけでありまして、しかるに、本法案の立案の趣旨を見ますに、アメリカ軍の安全と軍機の保護のみを唯一最高の使命としてやつておるのであります。わが國民の權利自由の尊重擁護というものはほとんど顧みられておられないのであります。(拍手)これ、われわれのとうてい賛成できないゆゑであるのでございます。

第三に、本法案の内容を見るに、既存の刑罰法をもつて本法の目的とする法益を守り得るにもかかわらず、あえてかくのこき特別立法をし、国民に不安を與へ、刑法の体法上において不均衡でない範圍にまで刑罰構成要件を拡張し、著しく国民の自由を侵害しておるのであります。この運用を一步限りますならば、戦時中國民がなめた痛苦と不安、萎縮を再現することは、火を見るより明らかな事実であります。われわれは、この日米協定を待望し、平穏な氣持をもつて民主的社會に生きて行くことを望みます。したがって、われわれは、かかる法案の出現は、再び占領が継続せられるような印象のもとに、重い圧迫を感じつつ動きを行かなければなりません。これは断固としてわが日本社會が反対するゆゑであります。

われわれは、せめて独立獲得後は、あらゆる方面に憲法の保障する權利と自由を享受いたしまして、伸び／＼とした氣持で生活したいと念願してゐたのであります。しかるに、この法案といふ、また目下審議の過程にあります破壊活動防止法案といふ、いたづらに平地に波瀾を起し、國民に圧迫感と不安をたらし、この期待

を裏切ることにはたしきものがあるものであります。立法者は、立法の当初は決して濫用しないことを誓うのでございすが、一旦制定法となつたれば、それは立案者の意思を離れて独自の暴威をふるまうに至ることは、みなしかりであります。ゆゑに、われわれは、かかる法律の出現は國民生活を萎縮させるおそれあるものと信じます。がゆゑに、ここにまた濫用防止の保障もありませんがゆゑに、強く本法案に反対をいたす次第でございします。(拍手)

○議長(林道治) 加藤光君。

「加藤光君專断」

○加藤光君 日本共産党は、本法案の撤回を求めるものであり、この法案に絶対反対であります。

第一、この法案は日米行政協定に伴うものであるというが、行政協定の内容、明らかに日本國憲法にいう條約である。米國では國會の承認は必要でないかもしれないが、わが日本においては國會の承認を要すべきものである。このことは、國家の自主權に關する重大問題であり、國會の承認なき行政協定に根拠を持つた本法案の提出自体が不法なものであると見てゐます。

第二、米國の對日調和によつて、日本は米國のソ同對峙し込政策の前進基地となり、中ソ兩國に敵對し、戦争状態を続けさせられたのであります。米軍は日本の安全を保障する、そのために駐留してゐる、だから、この屈辱も、この不自由も甘んずべきであるなどということは、正氣のさした日本人の言葉では断じてありません。講和、安保兩條約によつて、米國は何らの拘束も義務も課せられない。日本に米軍をとめておくのは、米國にとつて利益だからである。その上、行政協定には廢棄規定がありません。米軍がオーケーと言わね限り、どうにもならないのである。これは明らかに半永久的軍事占領の押しつけであります。米軍が引続きすわり、至るところが基地となり、その機密のために軍機保護法や國防保安法を制定することは、ポ

宣言違反であり、憲法違反であります。本法案は断固撤回されなければならぬのであります。

第三、わが日本民族も、その歴史始まつて以来初めて米軍の占領を経験しました。七箇年の圧迫と收奪に苦しんだ日本人は、日本の完全独立と、占領軍の即時撤退を断固に希望し、それは國民の声となつております。しかる

に、自由党吉田政府は、國民の希望を裏切り、民族の榮譽をどうまじめにいたし、占領政策を継続するために、戦争と米國の條約に調印し、かつて行政協定を結んだのであります。日本國民はこれを恨み、やむにやまれず、各種各様の抵抗、自衛の行動が現れておりますが、この民族独立の闘争こそ、華々からざる民族の自衛權であり、名譽ある愛國の行動であります。

米國帝國主義者の信頼する吉田政府は、戦争と米國の條約、行政協定を送行するために、日本國民のこの言論、この行動の弾圧をやらなければならなくなりました。本法案は、破壊活動防止法案とともに、日本の支配者と、その忠実な右使吉田政府を防衛し、日本民族を屈服せんとする反國民法であります。

第四、外國軍隊が駐在する場合に、その施設や区域の外においては、一般に駐在國が裁判權を持つのが國際的大原則である。もつとも、二、三の例外はある。しかし、日米行政協定にあるように、軍人、軍属の私用中の犯罪や、その家族の犯罪についても米軍の裁判權を承認した。このような屈辱は、まづたく世界史上その例を見ざる

ものであり、この法案は、この屈辱の具體的表現であります。

第五、法案の内容について一言附加すれば、法案によりすれば、日本の司法檢察機關は完全に米軍の下附機關に組み入れられ、日本人もまた刑事訴訟法の保護すらもはげされて、米軍の命令に従はざるを得ないのであります。米軍の施設や区域、工作物に対する侵入、不退去が処罰される。現在占領軍に徴発されている廣大、重要な土地、海面、建物、施設は、ほとんどがそのままに残され、その上、行政協定の實施に伴う土地、建物等の使用收用に關する特別措置によりまして、今後米軍のために土地、漁場、建物が使用收用され、その通達が来たら最後、ただちに、いかに生活の基礎を失うといえども、文句なしに、さつそく引渡せというものが、この法案のねらいであり、驚くべき日本人の生活破壊法であります。

最後に、いわゆる軍機スパイと軍機漏洩について触れておかなければならぬと考えます。法案は、この未遂、陰謀、教唆、煽動までも処罰しようとしてゐる。日本刑法の原理を破り、教唆を獨立犯とし、煽動罪という新しい犯罪の形をつくり出してゐる。まづた

く日本国民を敵視し、処罰漏れなしの体系である。

一体、米軍の機密とは何であるか。別表に掲げる事項及びこれらの事項にかかる文書、図画もしくは物件で、公になつていないものと称して、まことにやかに別表を掲げておるのであります。しかし、防衛の方針もしくは計画の内容とは、現に完成したものばかりではなく、策定中のものをも含むといふのであります。また機密とは、米軍がさして漏れない将来に敵対関係を生ずる可能性のある外国や、米軍の安全を害する意図を持つものに知られたくない事項だといふのである。かくて、何が機密かという問題は、結局米軍の指定、決定に従わねばならなくなることは明らかであります。その上、公になつていないのかいまいのか、不当な方法とはどんな方法なのか、適に正当な方法とはどんなものか、これらについては、まことに不明確であります。

また、米軍の安全を害すべき用途に供する目的を持ちさえしなければ処罰されないというが、これこそ危険であります。この目的の有無は、内心の問題であり、認定によつてきめられま

米軍にはいづれも好ましからざる思想であり行動である。何げなく探知するわけにはないではないかと押かぶされる危険があります。また、ちよつと注意すればわかるものじやないか、注意が足りなかつたのだとかいつて、かぶされ

と、過失も故意も区別がなくなりま

す。過失犯は処罰されないなどという規定だけで、断じて安心してはおれ

を受けるか、米軍の提供援助する記事だけを記載しなければならなくなつて、日本新聞、出版印刷は米軍の報道機関とされ、その下請印刷所とならざるを得ないのであります。その上、米軍の好ましくない学問の研究発表も、強い

反動平和の言動もすべてこの煽動罪にかからないという保証はないのであ

る。もし、ここに自由があるといふのであるならば、それは彼らのちよつちん持ちだけの自由であり、まづたんの奴隷の自由があるだけであります(拍手)

に幾十万の日本市民を殺した原千爆弾や、大試験管五本分あれば全世界の人類をことごとく死滅さすという細菌兵器、この使用は、一九二五年のジュネーヴで調印された国際禁定書に

反するし、また世界人類過半数の意思と希望を代表するワルシャワの平和擁護大会の決定にも明らかに違反して

ります。軍機と称して、この世界人類の人間としての意思と幸福を刑罰で押しつづす権威は、だれにも、まづこの国にも断じて與えられてはおりません。

○議長(林義朗君) 猪俣浩三君。

○猪俣浩三君(質問) 日本社会党第二十三控室を代表いたしましたして、本法案に反対をいたします。いろいろ詳細なことは前の反対論者が述べましたから、なるべく簡単に申し上げたいと存じます。

第一点は、先の討論者からも出ましたこととありますが、本法律案のその基底をなしますものは行政協定でありまして、この行政協定が憲法の第七十三條に違反するものであることは明白であります。(拍手)憲法第七十三條には、いやくも條約である以上は国会の承認を得なければならぬことになつておるのであります。この行政協定は、われわれは審議することができませんでした。およそ承認ということ

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議第三十四号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議第三十四号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

六〇六

案それ自体が根拠のないものであり、最高裁判所に訴える際には、違憲の法律として裁判せられるおそれが十二分にあると思う。かような法律に、われわれは賛成するわけには参りません。

この法律案の内容は二大別でありますが、一つは、合衆国の軍隊の安全を保障いたしますところのいろいろの條項二は、いわゆる治外法権の具体的な事項であります。この合衆国軍隊の安全を保障する手段といたしまして、

第二條には、その施設及び区域に立ち入ることを禁止し、あるいは要求を受けて退去せざる者、不退去罪として、一年以下の懲役、二千元以下の罰金、科料に処するということになっておりますが、私が委員会におきまして、政府委員に、今合衆国の施設として強制収用せられた土地があり、そこに農民が田畑を經營し、あるいは家屋を持つてゐる際に、その政府の強制収用なり強制処分を反対で、その強制処分取消しの訴訟をやつてゐる最中に、これを立ちのけ、いろいろな要求を受けた際に、今訴訟中であるから、その判決を持つて立ちのけ、というような場合でも、この二條の違反になるかという質問をいたしましたところが、それは違

反になるのだという答弁でありますから、とにかくにも、政府の強制処分によりましては、自分の生活権を奪われる者が生じて来る、という次第に相なるのでありまして、相当なわけの基本的人權を侵害する規定が含まれてゐるわけでありまして、

なほまた三條、四條のごときは、合衆国軍隊の裁判権を確保するために、偽証あるいは証拠を隠滅することを処罰する。合衆国軍隊の裁判のために日本人が処罰されるといふ規定でありまして、これもわれ／＼としては、はなはだ懸念すべきことであります。

第六條は、問題になりました合衆国軍隊の機密を漏洩し、収集あるいは漏洩する罪であり、第七條は、陰謀あるいは教唆、煽動を処罰するといふ規定であります。私どもは、日本国憲法第九條によりまして、一切の戦争を放棄し、戦力の保持を禁じておる。されば、軍隊及び戦争に関しするところの一切の規定といふものは、われ／＼の頭上から取去られた。刑法第八十三條ないし第八十六條は、その趣旨において削除せられました。すなわち、軍隊の機密を漏洩し、収集し、あるいは漏洩し、あるいはこれを外国に通報するが

ごとき規定は一切削除されたのであります。なほ要地帯法、軍機保護法、国防保安法と称する、かような一連の單行法も、ことごとく消滅いたしました。われ／＼は、やれ／＼と胸をなでおろしたのでありますが、しかるに、これもつかの間で、現われましたものは、場合によりましてなほそれよりも苛酷なる條項を含みますところの、この特別法の第六條、第七條であります。これは、われ／＼にとりましては容赦ならざる立法であります。今上程せられておりますところの破壊活動防止法案よりも、あるいは場合によりましては言論の自由に影響を及ぼすところの危険な法律でありまして、これは実に慎重に審議しなければならぬ大法律だと思ふのであります。

ところが、私どもは、この審議につきましても、いささか不満がある。法務委員会を開きましたことは四回か五回であります。田園防保安法なるものは、昭和十六年の二月一日から審議せられまして、当時は軍部、官僚の勢力はなほ盛んにして、国内は戦時色に染りつゞされておりましたが、その時分の、この国防保安法なるものの審議状態を調査いたしましたところ、かよ

うな状態のもとにおきまして、当時の国防保安法案特別委員会におきましては、衆議院におきましては前後七回の委員会を開催し、相当活発なる質疑応答が繰返され、なお時の柳川司法大臣は、大體毎回出席しておつた。今度の法務委員会におきましては、法務総長はただ一回出席したのみである。あとは局長にまかせておくとしよう、と始末、かように、われ／＼の言論に重大なる関係のあるところの大法律を審査するにつきては、はなはだ不十分であると私は考えておるのであります。

かような次第で本日上程されておりますが、なお場内は寥々たる人数であります。このわずかな人数によりまして、この基本的人權に大侵襲を及ぼすような法案が一瞬にして成立するかと思ひます。突然私は感慨無量でございます。こういう意味の法案でありまして、私どもは賛成するわけに行かない。

なお政府は、いろいろこれが言論の自由の束縛にあらざることを説明しておりますけれども、その政府の答弁のいかんにかかわらず、この法律が一旦でき上りますならば、これを施行いたしますところの下部機関においていかなる行動をとるか、過去の治安維持法の運用その他においても、おれわれは推測できるのであります。この点におきまして、アメリカあたりとは非常に差異がある。アメリカあたりにおきましては、相當の、あるいは言論、集会に対する規制の法律がありま

すけれども、これにつきましては、かの行政庁の最高長官であります大統領は、こういう法律につきましては必ず拒否権を行使いたしました。これに反対の意を表明いたしておるのであります。しかるに、日本の行政官の長官である総理大臣は、先頭に立つて、こういう反動立法、人權を抑圧するような法律案を盛んに出そうとしたしておりますので、天地響嘆の差異がある。されば、その上の行方とて下これにならうで、下の官僚どもが、得たり賢しと、この法律を濫用することは明らかである。

なおまた、アメリカの最高裁判所には、相當の高邁なる判事がありまして、事いやくも言論の自由というやうなことにつきましては、最高度にこの自由を保持せんとする努力をしておることは明らかであります。明白にし

て具体的なる差迫つた危険のない場合において、こういう言論を圧迫するやうな法律は、ことごとくこれを違憲なりとして裁判所では解散してゐる。かういふところにおきましては安心できるかも知れませんが、日本の裁判所あるいは日本の行政官、これはわれわれ安心できない。

そこで、かような心配になるやうな法律は、これをつくらざるにしかず、かような意味におきまして、私どもはこの濫用を心配し、かういふ民主政治の最高の基礎でありますところの言論の自由をいさしく抑圧するやうな法律案に対しては、賛成するわけには参りません。

なおまた、この治外法権の問題につきましては、いまさら申し上げるまでもなく、明治の初年以來四十数年かかりまして、当時の政治家が苦心さんたへ、ようやくかち得ましたところの平等條約、これが今やまた逆転いたしました。しかもこれは今まで世界に実例を見ないやうな大きな特権が合衆国軍隊に與えられてゐる。合衆国の軍人、軍艦、その家族までがこの治外法権を持つに至りましては、まことにわれわれは言葉がない。家族が、構成員の一員

として、日本国内に至るところに治外法権を持つがごときことは、今政府は、いや他に実例があるというやうな答弁をいたしましたけれども、これはまづたたくそであります。大西洋條約、あるいは米英協定、あるいは米比協定におきまして、いわゆる軍人の家族がこの治外法権を持つがごときことは絶対にありません。軍人に治外法権を持たせることは、あるいは合理的説明もできるかも知れませんが、一体その家族に治外法権を認めるがごときことは、何ら合理的な説明ができないはずであります。

われわれは、かような屈辱的な法律をいしられてゐる。私どもは、かような意味におきまして、独立だ何だといひまして、現われましては、ものゝは実に屈辱的な法律であつて、かようなものに對しましては、私どもは賛成するわけには参りません。かように、このいわゆる刑事特別法の十條以下、はなはだ屈辱的な條項がなぐさ規定せられてゐるのであります。かような意味におきまして、私どもは賛成するわけに参りません。

以上申し上げましたやうな、憲法に違反する協定を根本とする法律、しかもわれわれの基本的な人權を侵害するお

そのあることが多々規定されてゐるこの法律、しかも屈辱になるやうな治外法権を詳細に規定してゐるこの法律、かような法律に對しましては、断固としてわれわれは反對するものであることを、ここで論ずる次第であります。

○議長(林正治君) これにて討論は終局いたしました。

野党各派から本案の採決につき記名投票の要求がありますから、その投票に入るはありますが、この際暫時休憩いたします。

午後五時三十分休憩

〔休憩の後には會議を開くに至らなかつた〕

出席國務大臣
農林大臣 廣川 弘禪君
逓信大臣 高橋龍太郎君
郵政大臣 佐藤 榮作君
建設大臣 野田 卯一君
國務大臣 岡野 清孝君
出席政府委員
法務政務次官 龍野喜一郎君
法務府檢務局長 岡原 昌男君
文部政務次官 今村 忠助君
文部省初等中
等教育局長 田中 義男君

特許庁長官 岡田 秀男君
海上保安庁長官 柳沢 米吉君
海上保安庁警備部長 松野 清秀君
海上保安庁海軍検査部長 松平 直一君
経済安定政務次官 福田 繁泰君

朗読を省略した報告

一、去る十九日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
補助貨幣損傷等取締法臨時條例
傷生保護法の一部を改正する法律
医療法の一部を改正する法律

一、去る二十一日、内閣總理大臣から、本院議員中原健次君を広島地方専売公社調停委員会委員に委嘱したいので国会法第三十九條但書の規定により國會の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨二十三日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
急傾斜地帯農業振興臨時措置法
主要農作物種子法
ボツダム官官の受託に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律

道路運送車両法の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う所得税法等の臨時條例に関する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う関稅法等の臨時條例に関する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う國有の財産の管理に関する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う國稅犯則取締法等の臨時條例に関する法律

一、昨二十三日佐藤參議院議長から林議長宛、參議院は中央更生保護委員會委員に土田豊君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。よつて同議長は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨參議院に通知した。

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議録第三十四号 議長報告

昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議第三十四号 議長の報告

一、昨二十三日議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員 竹中喜滿太
会事務局局長 部企業課長

一、昨二十三日内閣を經由して電波監理委員会委員長網島毅君から、電波監理委員会設置法第十八條第二項の規定に基き、昭和二十六年年度電波監理委員会年次報告書を受領した。

一、去る十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

川崎 秀二君 林 百郎君

労働委員 中曾根康弘君

経済安定委員 横田其太郎君

一、去る十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

中曾根康弘君 横田其太郎君

労働委員 川崎 秀二君

経済安定委員 林 百郎君

一、去る二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

辻 寛一君

大蔵委員 島村 一郎君

厚生委員 丸山 直友君

運輸委員 中野 武雄君

郵政委員 山本 猛夫君

電気通信委員 今村長太郎君

労働委員 内藤 隆君

建設委員 窪田 弘作君

一、去る二十一日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 今村長太郎君

大蔵委員 丸山 直友君

厚生委員 島村 一郎君

運輸委員 山本 猛夫君

郵政委員 中野 武雄君

電気通信委員 辻 寛一君

労働委員 窪田 弘作君

建設委員 内藤 隆君

一、去る二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 首藤 新八君

法務委員 古島 義英君

大蔵委員 田万 廣文君

九山 直友君 宮原幸三郎君

文部委員 根本龍太郎君

厚生委員 平島 良一君

運輸委員 島村 一郎君

山崎 岩男君 山本 猛夫君

郵政委員 橋 直治君

森下 孝君 中野 武雄君

三木 武夫君 山本 久雄君

石川金次郎君 受田 新吉君

石原 登君 石川金次郎君

手算委員 野原 正勝君

増田甲子七君

懲罰委員

一、去る二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 根本龍太郎君

法務委員 山崎 岩男君

大蔵委員 石川金次郎君

山崎 岩男君 山本 久雄君

島村 一郎君 山本 久雄君

文部委員 橋 直治君

厚生委員 首藤 新八君

運輸委員 古島 義英君

郵政委員 平島 良一君

山崎 岩男君 山本 猛夫君

石原 登君 宮原幸三郎君

三木 武夫君 石川金次郎君

受田 新吉君

電気通信委員 森下 孝君

三木 武夫君

受田 新吉君 田万 廣文君

予算委員 尾崎 末吉君

庄司 一郎君

懲罰委員 野原 正勝君

増田甲子七君

一、昨二十三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

厚生委員会

理事 丸山 直友君(理事丸山直友君去る二十一日委員辞任につきその補欠)

通商産業委員会

理事 小川 平二君(理事多武良哲三君昨二十三日理事辞任につきその補欠)

一、昨二十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 中村 寅太郎君

法務委員 山崎 岩男君

外務委員 横田其太郎君

通商産業委員 金塚 孝君

風早八十二君

運輸委員 古島 義英君

林 百郎君

一、昨二十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 金塚 孝君

林 百郎君

運輸委員 横田其太郎君

山崎 岩男君

風早八十二君

一、去る二十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

法務委員 金塚 孝君

林 百郎君

通商産業委員 横田其太郎君

山崎 岩男君

風早八十二君

一、去る二十一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

高田 富之君

一、去る二十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

林 百郎君

一、昨二十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

林 百郎君

一、昨二十三日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

林 百郎君

一、去る二十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

六〇八

日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 道路運送車両法の一部を改正する法 律案 海上警備隊の職員の給與等に関する 法律案	一、去る十九日予備審査のため次の本 院議員提出案を参議院に送付した。 宅地建物取引業法案(瀬戸山三男君 外十一名提出) 一、去る十九日参議院送付の次の同院 提出案を可決した旨参議院に通知し た。 補助貨幣損傷等取締法臨時特例案 優生保護法の一部を改正する法律 案	医療法の一部を改正する法律案 一、去る二十一日議員から提出した議 案は次の通りである。 十勝沖地震による農林業災害の復旧 資金の融通に関する特別措置法案 (宇野秀次郎君外三十八名提出) 一、去る二十一日内閣から提出した議 案は次の通りである。	日本国との平和條約の効力発生及び 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴う道路運送法等の特例に関 する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案	一、去る二十一日予備審査のため次の 本院議員提出案を参議院に送付し た。 以上三件 運輸委員会付託 一、去る二十一日予備審査のため次の 本院議員提出案を参議院に送付し た。 道路法案(田中角榮君外二名提出) 道路法施行法案(田中角榮君外二名 提出) 一、昨二十三日内閣から提出した議案 は次の通りである。 地方自治法の一部を改正する法律 案 製塩施設法案 一、昨二十三日委員会に付託された議 案は次の通りである。	昭和二十七年四月二十四日 衆議院會議録第三十四号 議長報告
実施に伴う水先法の特例に関する法 律案 一、去る二十一日委員会に付託された 議案は次の通りである。 十勝沖地震による農林業災害の復旧 資金の融通に関する特別措置法案 (宇野秀次郎君外三十八名提出、衆法 第三三三号) 一、農林委員会 付託 日本国との平和條約の効力発生及び 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴う道路運送法等の特例に関 する法律案(内閣提出第一七三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案	地方自治法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一七五号) 一、地方行政委員会 付託 製塩施設法案(内閣提出第一七六号) 大蔵委員会 付託 一、昨二十三日予備審査のため次の本 院議員提出案を参議院に送付した。 十勝沖地震による農林業災害の復旧 資金の融通に関する特別措置法案 (宇野秀次郎君外三十八名提出) 一、昨二十三日参議院から同付された 内閣提出案は次の通りである。 海上保安庁法の一部を改正する法律 案	一、昨二十三日参議院において、次の 本院提出案を可決した旨の通知書を 受領した。 急傾斜地帯農産振興臨時措置法案 主要農作物種子法案 一、昨二十三日参議院において、次の 内閣提出案を可決した旨の通知書を 受領した。 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命 令に関する件に基く建設省関係命令 の措置に関する法律案 道路運送車両法の一部を改正する法 律案	日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案	一、昨二十三日予備審査のため次の 本院議員提出案を参議院に送付し た。 道路法案(田中角榮君外二名提出) 道路法施行法案(田中角榮君外二名 提出) 一、昨二十三日内閣から提出した議案 は次の通りである。 地方自治法の一部を改正する法律 案 製塩施設法案 一、昨二十三日委員会に付託された議 案は次の通りである。	一、昨二十三日予備審査のため次の 本院議員提出案を参議院に送付し た。 道路法案(田中角榮君外二名提出) 道路法施行法案(田中角榮君外二名 提出) 一、昨二十三日内閣から提出した議案 は次の通りである。 地方自治法の一部を改正する法律 案 製塩施設法案 一、昨二十三日委員会に付託された議 案は次の通りである。
日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案	一、昨二十三日予備審査のため次の本 院議員提出案を参議院に送付した。 十勝沖地震による農林業災害の復旧 資金の融通に関する特別措置法案 (宇野秀次郎君外三十八名提出) 一、昨二十三日参議院から同付された 内閣提出案は次の通りである。 海上保安庁法の一部を改正する法律 案	一、昨二十三日参議院において、次の 本院提出案を可決した旨の通知書を 受領した。 急傾斜地帯農産振興臨時措置法案 主要農作物種子法案 一、昨二十三日参議院において、次の 内閣提出案を可決した旨の通知書を 受領した。 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命 令に関する件に基く建設省関係命令 の措置に関する法律案 道路運送車両法の一部を改正する法 律案	日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案	一、昨二十三日予備審査のため次の 本院議員提出案を参議院に送付し た。 道路法案(田中角榮君外二名提出) 道路法施行法案(田中角榮君外二名 提出) 一、昨二十三日内閣から提出した議案 は次の通りである。 地方自治法の一部を改正する法律 案 製塩施設法案 一、昨二十三日委員会に付託された議 案は次の通りである。	一、昨二十三日予備審査のため次の 本院議員提出案を参議院に送付し た。 道路法案(田中角榮君外二名提出) 道路法施行法案(田中角榮君外二名 提出) 一、昨二十三日内閣から提出した議案 は次の通りである。 地方自治法の一部を改正する法律 案 製塩施設法案 一、昨二十三日委員会に付託された議 案は次の通りである。
日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案	一、昨二十三日予備審査のため次の本 院議員提出案を参議院に送付した。 十勝沖地震による農林業災害の復旧 資金の融通に関する特別措置法案 (宇野秀次郎君外三十八名提出) 一、昨二十三日参議院から同付された 内閣提出案は次の通りである。 海上保安庁法の一部を改正する法律 案	一、昨二十三日参議院において、次の 本院提出案を可決した旨の通知書を 受領した。 急傾斜地帯農産振興臨時措置法案 主要農作物種子法案 一、昨二十三日参議院において、次の 内閣提出案を可決した旨の通知書を 受領した。 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命 令に関する件に基く建設省関係命令 の措置に関する法律案 道路運送車両法の一部を改正する法 律案	日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ専売法等の臨時特 例に関する法律案	一、昨二十三日予備審査のため次の 本院議員提出案を参議院に送付し た。 道路法案(田中角榮君外二名提出) 道路法施行法案(田中角榮君外二名 提出) 一、昨二十三日内閣から提出した議案 は次の通りである。 地方自治法の一部を改正する法律 案 製塩施設法案 一、昨二十三日委員会に付託された議 案は次の通りである。	一、昨二十三日予備審査のため次の 本院議員提出案を参議院に送付し た。 道路法案(田中角榮君外二名提出) 道路法施行法案(田中角榮君外二名 提出) 一、昨二十三日内閣から提出した議案 は次の通りである。 地方自治法の一部を改正する法律 案 製塩施設法案 一、昨二十三日委員会に付託された議 案は次の通りである。
衆議院會議録第二十九号中正誤 頁 段 行 誤 正 四七 一 會議 合議 一 二 上 右の	衆議院會議録第三十号中正誤 頁 段 行 誤 正 五九 二 末 床次徳次君 床次徳二君 六〇 二 上 右の	衆議院會議録第三十一号中正誤 頁 段 行 誤 正 五七 一 末 第三十四号 第四十四号 五八 二 第一條の規 第一條第一 五九 三 定 項本文の規 六〇 四 定 定	衆議院會議録第三十二号中正誤 頁 段 行 誤 正 五七 二 末 野退 敗退 五八 三 末 茶飯 茶飯事 五九 四 末 補正 補正 六〇 五 末 脅迫を 脅迫ヲ 六一 六 末 おもな おもな 六二 七 末 こんな様 こんな 六三 八 末 決定し 決し	衆議院會議録第三十三号中正誤 頁 段 行 誤 正 五七 一 末 第一項及第 第一項及第 五八 二 末 第三項 第四項 五九 三 末 又は 又は 六〇 四 末 ビリエツク 又ハ 六一 五 末 スーエツク ビリエツク 六二 六 末 以内その他 以内その他	衆議院會議録第三十三号中正誤 頁 段 行 誤 正 五七 一 末 第一項及第 第一項及第 五八 二 末 第三項 第四項 五九 三 末 又は 又は 六〇 四 末 ビリエツク 又ハ 六一 五 末 スーエツク ビリエツク 六二 六 末 以内その他 以内その他